

令和5年度山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査補助金
公募要項

1. 制度概要

(1)補助事業名

山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査事業

(2)公募（提案申請）内容

別紙1「山形県工業団地等地域熱供給等システムに関する事業化検討調査仕様書」の通り

(3)事業対象期間

交付決定日から令和6年3月31日まで

(4)提案申請に係る補助金限度額

補助金の額は、地域熱供給等システム導入1地点（以下「事業地」という。）につき、山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査事業費補助金交付要綱で定める補助対象経費のうち、令和5年度に要する経費の3分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は500万円（消費税及び地方消費税を含む）のいずれか低い額以内とする。

2. 公募要件

(1)次の要件を全て満たすこと。

- ① 公募開始の日において、山形県の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止処分を受けていないこと。
- ② 山形県の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。また、公告日から受託候補者の特定までの期間に国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けていないこと。
- ③ 公募開始の日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ④ 公募開始の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 公募開始の日を起算日として、過去10年以内に以下の同種実績「工業団地・産業団地における分散型エネルギーシステムの構築」に係る調査、計画及び設計に関する業務（同種業務）又は地域エネルギーに係る事業化可能性調査（類似業務）を受託した実績が合計3件以上あること。

- ⑥ 配置予定の管理技術者については、以下の(ア)～(イ)のいずれかの有資格者であり、担当技術者については、以下の(ア)～(オ)のいずれかの有資格者が少なくとも1名が含まれること。

(ア) 技術士（電気電子部門、環境部門、衛生工学部門）

(イ) 設備設計一級建築士

(ウ) 建築設備士

(I) 電気主任技術者

(オ) エネルギー管理士

(2)失格について

参加者が次の要件に該当する場合は、失格とする。

- ・ 参加資格に定めた要件が備わっていないとき
- ・ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

3. 参加表明書の提出

(1)参加表明書

提案申請を行う者は、参加表明書を提出しなければならない。

(2)提出方法

参加表明書の提出は、持参、郵送（書留郵便により期限までに必着のこと。）または電子メール（期限まで必着のこと。）で行う。また、電子データ（PDF形式）を合わせて提出すること。

(3)提出先

山形県担当部局・担当者：環境エネルギー部エネルギー政策推進課 荒井

住所：山形市松波2-8-1

電話：023-630-3049 E-mail：yenergy@pref.yamagata.jp

(4)受付期間

令和5年6月5日（月）～令和5年6月16日（金）午後5時まで

(5)提出書類

① 参加表明書（様式第1号）

※参加表明後は、主に電子メールにて連絡をします。

② 業務実績書（様式第2号）

※公募要件⑤に該当する実績を記載すること。記載した業務実績の契約書等の写しを添付すること。

③ 業務実施体制（様式第3号）

※公募要件⑥に該当する担当者の資格を記載すること。記載した資格の証明書等の写しを添付すること。

4. 公募要項の内容に関する質問及び回答

(1)質問書の提出

① 提出方法

質疑については、質問書（様式第4号）に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず確認の電話を行うこと。電話及び来訪による口頭での質疑や期限を過ぎた質疑は一切受け付けない。

② 提出先

3(3)に同じ

③ 質問受付期間

令和5年6月5日（月）～令和5年6月9日（金）午後5時まで

(2)質問書への回答

質問書に対する回答は、令和5年6月14日（水）までに質問者へ電子メールを送信するとともに県ホームページに掲載する。

5. 提案申請書の作成要領

参加者は、次の(1)①～④に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。

(1)提案申請書等

- ① 提案書（様式第5号）
- ② 事業実施方針及び事業実施に向けた技術提案（様式任意）
- ③ 参考見積書（様式任意）
- ④ 上記書類の電子データ（PDF形式）を入れたCD等の媒体

(2)事業実施方針及び事業実施に向けた技術提案に記載を求める事項

- ① 別紙1「山形県工業団地等地域熱供給等システムに関する事業化検討調査仕様書」に掲げる業務内容を遂行するための具体的な手法
- ② 業務工程及び業務実施方針
- ③ 本事業の技術提案には、仕様書に定める調査業務に対するノウハウや手法等を明確に記載すること。

（別紙2「審査項目」を参照）

(3)作成に係る留意事項

- ① 用紙サイズは、日本工業規格A4判とし（縦横は任意）、(1)②については、10頁以内とする。
- ② 文字サイズは、図表等を除いて10ポイント以上とする。
- ③ 事業実施方針及び事業実施に向けた技術提案は、極力、簡潔にまとめること。
- ④ 参考見積書は、本公募要項及び別紙1「山形県工業団地等地域熱供給等システムに関する事業化検討調査仕様書」に定める業務について、業務内容ごとに

積算した見積金額を記載する。その際、「山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査事業費補助金交付要綱」に規定する対象経費ごとに区分し、補助金限度額以内であることが分かるように記載すること。

(4)提案申請書等の提出

- ① 提案申請書等の提出は、持参又は郵送（書留郵便により期限までに必着のこと。）とする。
- ② 提出部数
 - ・ (1)①～③ 正1部、副8部（コピー可）
 - ・ (1)④ 1部
- ③ 提出先
3（3）に同じ
- ④ 受付期間
令和5年6月19日（月）～令和5年6月30日（金）午後5時まで

6 審査方法（選定手順）

(1)手順

参加資格を審査のうえ、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、採択者として選定する。なお、プレゼンテーション及びヒアリング審査は4者程度を上限に行う。参加者が4者を超えた場合は、参加者の業務実績等を勘案しながらプレゼンテーション及びヒアリング審査の対象者を選定する予備審査を行うこととする。

(2)審査組織

プレゼンテーション及びヒアリング審査並びに選定は、外部有識者等で構成される山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査審査会で行う。

7. プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1)実施日時

令和5年7月上旬（予定）

(2)実施場所

山形県庁舎内会議室（予定）

※状況によっては、WEB会議による審査になる場合もある。

(3)出席者

原則、業務実施体制（様式5号）に記載の管理技術者又は担当技術者とする。

なお、出席者は、参加時に身分証明書を持参すること。

(4)実施内容

- ① 提案書の内容についての説明を出席者が行い、その後、審査員から質問（ヒアリング）をする。

- ② プレゼンテーション及びヒアリング時間は、出退に要する時間を含めて30分以内とし、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分程度とする。
- ③ ヒアリング順は、企画提案書等の受付順とする。

(5)その他

- ① 日時、場所等の詳細については、別途、参加者に通知する。
- ② 指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

8 選定

(1) 審査項目

別紙2のとおり

(2) 審査方法

- ① 技術評価点及び価格評価点の合計点数で候補者を選定する。
- ② 技術評価点は、選考委員ごとに参加者の得点を計算し、全選考委員の合計得点とする。
- ③ 価格評価点は、以下のとおりとする。
価格点配点×(最低提案価格 ÷ 当該提案価格)
- ④ 技術評価点及び価格評価点の合計点数を参加者の得点とし、得点が最も高かった者を採択候補者として選定する。なお、同得点者が生じた場合は、技術評価点の高いものを優先する。

(3) 失格

技術評価総得点の60%を失格基準点とし、これに満たない参加者は失格とする。

(4) 提案申請書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案申請書等を無効とする。この場合において、評価により順位付けられた順位を繰り上げる。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 選考委員または関係者に本提案に対する助言を求めた場合
- ⑤ 「1(4)」の補助金限度額を超えた交付申請を行う場合

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案申請書提出者全員へ書面により通知する。

9. その他

- ① 提出された書類等の返却は行わない。
- ② 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外には使用しない。
- ③ 採択者以外の参加者による技術提案は、原則非公開とする。
- ④ 参加者名及び採択者名については、採択後に公開を予定している。

- ⑤ 提案申請書等の作成、提出並びにヒアリング審査に要する費用については、参加者負担とする。
- ⑥ 技術評価審査の結果、全参加者が失格となった場合には、参加者を対象に再提案を求める。
- ⑦ 採択者以外の提案に優れた提案があった場合には、当該参加者の了解が得られれば、採択案に取り入れることができるものとする。
- ⑧ 参加者は、提案申請書の提出をもって、本公募要項の記載内容に同意したものとする。

11.スケジュール（予定）

(1)公募公表

令和5年6月5日（月）

(2)参加表明書受付期間

令和5年6月5日（月）～令和5年6月16日（金）午後5時まで

(3)質疑受付期間

令和5年6月5日（月）～令和5年6月9日（金）午後5時まで

(4)質問書への回答

令和5年6月14日（水）

(5)提案申請書受付期間

令和5年6月19日（月）～令和5年6月30日（水）午後5時まで

(6)プレゼンテーション及びヒアリング審査

令和5年7月上旬（予定）

(7)採択結果通知

令和5年7月上～中旬